

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2000-515533(P2000-515533A)

【公表日】平成12年11月21日(2000.11.21)

【出願番号】特願平10-507598

【国際特許分類第7版】

A 0 1 N 49/00

A 6 1 K 31/201

A 6 1 K 31/231

A 6 1 P 31/12

【F I】

A 0 1 N 49/00

A 6 1 K 31/201

A 6 1 K 31/231

A 6 1 P 31/12

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月29日(2004.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書



平成16年6月29日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示 平成10年特許願第507598号

2. 補正をする者

名 称 ノバルテイス・アクチエンゲゼルシャフト

3. 代 理 人

東京都新宿区新宿1丁目1番11号 友泉新宿御苑ビル

(郵便番号 160-0022) 電話 (03)3354-8623

(6200) 弁理士 川 口 義 雄



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正により増加する請求項の数 なし

6. 補正対象書類名 請求の範囲

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容

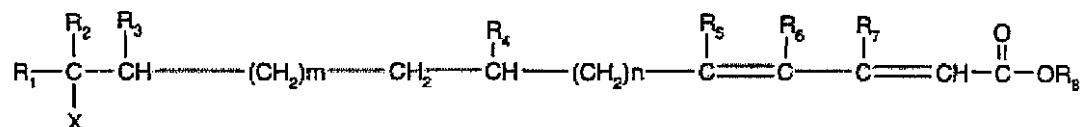
(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。



[別 紙]

請 求 の 範 囲

1. 陸生非ヒト哺乳類の外被におけるノミを駆除する方法であって、該哺乳類の皮膚または毛と接触している発生しつつあるノミに対して少なくとも約80%致死性である量であるが、直接的に該哺乳類の血液を常食とする成体ノミから発現する発生しつつあるノミに対して約50%致死性である該哺乳類の血液中の濃度を維持するのに不十分である量の2, 4-ジエン酸、塩またはエステル殺虫剤を該哺乳類に全身投与することからなる上記方法。
2. 投与される殺虫剤の量が、1日につき哺乳類の体重1kg当たり約0.3～約15.0mgの日用量に相当する、請求の範囲第1項に記載の方法。
3. 投与される殺虫剤の量が、1日につき哺乳類の体重1kg当たり約1.0～約5.0mgの日用量に相当する、請求の範囲第1項に記載の方法。
4. 投与される殺虫剤の量が、哺乳類の血液中10億重量部当たり70重量部の濃度を維持するのに必要とされる量より少ない、請求の範囲第1項に記載の方法。
5. 陸生非ヒト哺乳類がイヌまたはネコである、請求の範囲第1項に記載の方法。
6. 殺虫剤が、式



〔ここで、

- R₁は、C₁～C₆アルキルであり、
- R₂は、H、メチルまたはエチルであり、
- R₃は、Hまたはメチルであり、
- R₄は、メチルまたはエチルであり、
- R₅は、Hまたはメチルであり、
- R₆は、Hまたはメチルであり、
- R₇は、メチルまたはエチルであり、

R_8 は、H、 $C_1 \sim C_6$ アルキル、 $C_3 \sim C_6$ アルケニル、 $C_3 \sim C_6$ アルキニル、 $C_3 \sim C_8$ シクロアルキル、フェニル、ナフチル、 $C_7 \sim C_{12}$ アラルキルおよび、リチウム、ナトリウム、カリウム、カルシウム、ストロンチウム、銅、マンガンおよび亜鉛から成る群から選択された金属の陽イオンから成る群から選択された群員であり、

Xは、Br、Cl、Fおよび OR^9 （ここで、 R^9 はH、 $C_1 \sim C_6$ アルキルおよび $C_1 \sim C_6$ アルカノイルから成る群から選択された群員である）から成る群から選択された群員であり、

mは、ゼロ、1、2または3であり、そして

nは、ゼロ、1、2または3である]

を有する化合物である、請求の範囲第1項に記載の方法。

7. 殺虫剤が、E，EおよびZ，Eから成る群から選択された配置を有する、請求の範囲第6項に記載の方法。

8. 殺虫剤がE，E配置を有する、請求の範囲第6項に記載の方法。

9. 殺虫剤がイソプロピル11-メトキシ-3，7，11-トリメチルドデカ-2，4-ジエノエートである、請求の範囲第6項に記載の方法。

10. 殺虫剤がイソプロピル(E，E)-(7S)-11-メトキシ-3，7，11-トリメチルドデカ-2，4-ジエノエートである、請求の範囲第6項に記載の方法。